

## 多面的機能支払交付金 滋賀県中間評価報告書（案）

## 第 1 章 取組の基本方針

## 1. 基本的な考え方

農村地域における近年の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられてきた農用地、水路、農道などの地域資源の保全管理に対する今後のあり方が懸念されるところである。

一方で農業・農村は、食料生産の場だけでなく、水源かん養、洪水防止、景観形成、保健休養、文化の伝承、国土保全、生物の保全などの多面的な機能を有している。これらの機能発揮に対する県民の要請を踏まえ、本県では、平成 19 年度から滋賀らしい農地・水・環境保全向上対策として、農地、水、自然環境など農村をまるごと保全する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（以下、「対策」という）」を開始し、共同活動による地域資源や農村環境の保全のための取組を支援してきた。

今後さらに、滋賀らしい農村の持続的発展のために、地域ぐるみによる農村資源の保全や集落を支える取組を一層進めていく必要があることから、地域の共同活動に係る支援を行うとともに、地域資源の適切な保全管理を推進し、次世代に本県の農業・農村が引き継がれるよう後押しすることを基本的な考えとするものである。

## 2. 農地維持支払に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

## ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（以下、「実施要領」という。）別記 1－2 の国が定める活動指針に準じるものとする。

## ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

実施要領別記 1－2 の第 2 の 1

ア. 地域資源の基礎的保全活動

（1）機能診断・計画策定 実施要領と同じとする。

（2）実践活動 実施要領と同じとする。

（3）研 修 次のとおりとする。

- ・活動期間中に 1 回以上推進協議会が開催する研修会に活動組織の構成員が受講し、その内容をその他の構成員と情報共有して活動に反映させることとする。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

（4）地域資源の適切な保全管理のための推進活動 実施要領と同じとする。

## ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

なし

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

なし

## ④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

滋賀県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

単価設定は、資源密度を考慮して、国の基本単価に 7.5 割を乗じる。

② 農地維持支払交付金の交付単価

地目	国の農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価
田	1, 100 円	2, 200 円
畑	750 円	1, 500 円
草地	90 円	180 円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

多面的機能支払交付金実施要綱（以下、「実施要綱」という。）別紙 1 の第 3 の 1 および 2 に準じるものとし、その取扱いは次のとおりとする。

○ 交付対象農用地は、原則として農振農用地区域内農用地とするが、以下の農振農用地区域外農用地を含めることができる。

- ・ 活動期間中、一つの活動組織が、農振農用地区域内農用地と一体的に水路・農道など施設の保安全管理活動を行うことにより、活動区域内農用地全体の多面的機能の発揮に資すると認められる農用地。

(4) その他必要な事項

なし

3. 資源向上支払（共同）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記 1 - 2 の国が定める活動指針に準じるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

実施要領別記 1 - 2 の第 2 の 2

ア. 施設の軽微な補修

- (1) 機能診断・計画策定 実施要領と同じとする。
- (2) 実践活動 実施要領と同じとする。
- (3) 研修 次のとおりとする。

- ・ 活動期間中に 1 回以上推進協議会が開催する研修会に活動組織の構成員が受講し、その内容をその他の構成員と情報共有して活動に反映させることとする。

イ. 農村環境保全活動

計画策定および啓発・普及は、実施要領別記 1 - 2 の第 3 の 2 の (2) と同じとする。

実践活動については、生態系保全と水質保全を必須の活動項目とする。

・生態系保全は、別紙 2（P12～13）の実践活動の 7 つの取組から毎年 1 つ以上選択して取り組むこととする。

・水質保全は、別紙 2（P14）の実践活動の「水田からの排水（濁水）管理」と「水質モニタリングの実施・記録管理」には、必ず取り組むこととする。（下記③イ．参照）

なお、畑が認定農用地の 7 割以上占める場合は、これ以外の活動項目の中から 2 つ以上選択して実施する。

・その他の活動項目については活動組織の意向により、選択し実施するものとする。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

実施要領別記 1－2 の第 2 の 2 の (5) と同じとする。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア．施設の軽微な補修

なし

イ．農村環境保全活動

区 分	活動内容の変更（追加）
活動指針の構成	実践活動
テーマ	【標準型】水質保全
取 組	「水田からの排水（濁水）管理」、「水質モニタリングの実施・記録管理」
取組内容	<p>①「水田からの排水（濁水）管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稲作付水田の全域で用水の節水管理や濁水流出止水板の適正な管理などの排水量が削減される取り組みを行うこと。</li> <li>・ 溝畔の漏水状況を確認し、濁水が発生する場合には、水路溝畔の漏水を防止するため、畦塗り機による補強や止水シートなどを設置すること。</li> </ul> <p>なお、畦塗り機による補強については、作業が早すぎると畦に亀裂が入り、漏水防止効果が低下することなので、3月中下旬から4月初旬に行うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溝畔の劣化、沈下による水田からの漏水が明らかな場合は、別途、補修・補強を行うこと。</li> </ul> <p>②「水質モニタリングの実施・記録管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各集落に水守当番を設けること。</li> <li>・ 水稲作付水田の全域で水守当番により定期的（代掻き期 3 回、田植え期 1 回）に排水路溝畔の漏水の有無の確認および対象地域の実施状況の全体が把握できる下流域の 1 箇所以上において透視度調査（購入品利用、30 c m 以上）を同日に実施するとともに、これら結果を記録すること。</li> </ul> <p>なお、溝畔からの漏水が確認された場合は、別途、補修・補強を行うこと。</p>
活動要件	—

区 分	テーマの追加
活動指針の構成	実践活動
テーマ	【環境保全型】公共用水域の水質保全活動

取組	①内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動 ②水質保全を目的とした計画に基づく水の循環利用や節水管理
取組内容	①内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動 ・水質保全対策事業などで整備した水質改善施設の機能を維持増進させる取り組みを行うこと。 ・水質保全対策事業で整備した施設を対象とする場合は、対象区域、内湖（一級河川除く）を管理する地域で活動組織を設立し、「水質保全管理運営協議会」が活動組織の構成員として参画すること。  ②水質保全を目的とした計画に基づく水の循環利用や節水管理 ・「環境こだわり水管理計画書」を作成し、水稲作付面積の概ね8割以上の面積で取り組むこと。 ・通常の水準と比較し、用水節減割合を10%以上とする。
活動要件	①、②の共通 ・「標準型」との単価差（水田の場合500円/10a）以上に見合う活動に取り組むこと。 ②水質保全を目的とした計画に基づく水の循環利用や節水管理 ・継続組織のみを対象とし、平成28年度までの適用とする。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

なし

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

滋賀県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

（2） 交付単価

① 基本的考え方

交付単価は、標準型、環境保全型の2つの支援タイプを設けている。環境保全型は、農村環境保全活動のテーマに追加して「公共用水域の水質保全活動」に取り組む。

標準型の単価設定は、資源密度を考慮して、国の基本単価の継続単価（基本単価×7.5割）に7.5割を乗じる。環境保全型の単価設定は、国の基本単価の継続単価（基本単価×7.5割）とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
標準型	田	650円	1,300円

	畑	400円	800円
	草地	60円	120円
環境保全型	田	900円	1,800円
	畑	540円	1,080円
	草地	90円	180円

(3) その他必要な事項

なし

4. 資源向上支払（長寿命化）に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

・用水路

農業水利施設のアセットマネジメントの一環として進めている機能診断(施設の状態をA, B, Cの3段階評価 別紙・用水路の劣化度判定基準)を実施したうえで、整備後30年を経過した地区で、最も劣化の進行しているC判定の用水路の割合の高い地区から優先的に補修改修していくことにより施設の長寿命化の効果的な取組を図る。

・排水路

「豊かな生きものを育む水田づくり」の拡大に向け、耐用年数30年を経過した排水路の補修・更新と生態系を配慮した排水路の整備を一体的に行うものを「生物多様性保全排水路」として位置づけ、整備できることとする。

② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	対象施設	対象活動	取組内容
項目の追加	排水路	「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設の設置	排水路の補修更新にかかるいずれかの取組を行った路線において、生きものが生息できる場所の確保(生息・生育環境の確保)、水田と排水路と河川を魚道でつなげる(移動経路の確保)など、農地や農業水利施設などでも生きものがくらしやすい環境を整えていく「豊かな生きものを育む水田づくり」の推進する施設を一体的に行うこと。

③ 対象施設・対象活動に関する指針

滋賀県の資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(2) その他必要な事項

なし

5. その他推進体制等

## (1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、農業団体、市町、県の連携により、実施することが必要であることから、これらの団体から構成する滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会を中心に本対策を推進させていくものとする。

## (2) 関係団体の役割分担

### ① 滋賀県

#### ア. 法に基づく基本方針の策定

#### イ. 第三者機関の設置、運営

本交付金の毎年度の実施状況の点検、活動組織の取組の評価などを行うため、第三者機関として、滋賀県農村振興交付金制度審議会（以下、「審議会」という）を設置する。

この審議会が本交付金の実行状況の点検を行うとともに、本交付金の実施期間において、活動組織の取組を評価し、必要に応じて、活動組織に対し指導・助言を行うよう運営する。

#### ウ. 要綱基本方針の策定

本対策の実施に関する要綱基本方針を策定する。

#### エ. 推進、指導

##### (1) 活動組織等への説明会（市町、協議会と連携）

活動組織等を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

##### (2) 活動に関する指導、助言（市町、協議会と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、計画に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

##### (3) 推進に関する手引きの作成（協議会と連携）

本交付金の普及・推進を図るため、手引きを作成し、本交付金による取組の意義などについて普及啓発に努める。

##### (4) 対象組織を支援する組織への支援（市町、協議会と連携）

対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等などを行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。

#### オ. 交付・申請事務

##### (1) 審査

市町長から県に提出された申請書等の審査を行う。

##### (2) 交付

(1)に審査結果を確認し、市町長に対し、交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

### ② 市町

#### ア. 法に基づく促進計画の策定

#### イ. 事業計画の認定

##### (1) 指導・審査（協議会と連携）

活動組織の作成する事業計画を審査するとともに、審査を行うに当たり、活動組織に対し指導を行う。

##### (2) 認定

(1)の審査結果を確認し、事業計画を認定する。

ウ. 広域協定の認定

(1) 審査

広域活動組織の作成する協定を審査するとともに、審査を行うに当たり、広域活動組織に対し指導を行う。

(2) 認定

(1)の審査結果を確認し、広域協定を認定する。

エ. 実施状況確認

(1) 確認（協議会と連携）

毎年度、本交付金の交付対象となる活動組織の活動の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認する。

(2) 報告

(1)の確認結果を確認し、実施状況を県知事に報告する。

オ. 推進、指導

(1) 活動組織等への説明会（県、協議会と連携）

活動組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 活動に関する指導、助言（県、協議会と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、協定に位置付けられた活動などの適切な実施を図る。

(3) 活動組織を支援する組織への支援（県、協議会と連携）

活動組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援などを行う組織に対して支援を行う。

カ. 交付・申請事務

(1) 審査

活動組織から提出された申請書等の審査を行う。

(2) 交付

(1)に審査結果を確認し、活動組織に対し、交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

③ 滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

ア. 事業計画の認定

(1) 指導・審査（市町と連携）

活動組織の作成する事業計画（長寿命化）を審査するとともに、審査を行うに当たり、活動組織に対し指導を行う。

イ. 実施状況確認

(1) 確認（市町と連携）

毎年度、本交付金の交付対象となる活動組織の活動の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより書類の確認を行う。

ウ. 推進、指導

(1) 活動組織等への説明会（県、市町と連携）

活動組織の代表者などを対象とした説明会を開催し、当該年度の本交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 活動に関する指導、助言（県、市町と連携）

活動組織に対し、適宜指導を行い、協定に位置付けられた活動などの適切な実

施を図る。

(3) 推進に関する手引きの作成（県と連携）

本交付金の普及・推進を図るため、手引きを作成し、本交付金による取組の意義などについて普及啓発に努める。

(4) 活動組織を支援する組織への支援（県、市町と連携）

対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。

(3) その他必要な事項

なし



## 第2章 取組の状況（平成27年度）

### 1. 取組実績

- (1) 市町村数 : 19市町 割合 100%
- (2) 活動組織数 : 849組織  
（広域活動組織含む）うち農地維持支払 847組織  
資源向上支払（共同） 792組織  
資源向上支払（長寿命化） 112組織
- (3) 取組面積 : 35,760ha  
うち農地維持支払 35,760ha  
資源向上支払（共同） 34,565ha  
資源向上支払（長寿命化） 4,999ha
- (4) 対象施設数 : 水路 7,911km、農道 4,167km、ため池 597ヶ所
- (5) 交付金額 : 1,457百万円  
うち農地維持支払 777百万円  
資源向上支払（共同） 463百万円  
資源向上支払（長寿命化） 217百万円

### 2. 多面的機能支払交付金から創設された活動項目の取組状況

- (1) 農地維持活動における「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」
- 活動を実施している活動組織数 : 847組織
  - 評価実施組織数 : 92組織（1割抽出）
  - 市町村の評価結果 : 「優良」19組織、21%  
「適当」73組織、79%  
「指導又は助言が必要」 0組織  
「根本的見直しが必要」 0組織
- (2) 資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」
- 活動を実施している活動組織数 : 792組織
  - 評価実施組織数 : 84組織
  - 市町村の評価結果 : 「優良」24組織、29%  
「適当」60組織、71%  
「指導又は助言が必要」 0組織

### 第3章 取組による効果

#### 1. 評価の視点と調査方法

「地域資源の保全管理」	}	・平成27年度全国活動組織調査(36組織)
「農村環境の保全・向上」		・平成28年度滋賀県活動組織調査(92組織)
「農業用施設の機能増進」		・2015年農林業センサス概数値
「農村地域の活性化」		
「構造改革の後押し等地域農業への貢献」		
「都道府県独自の取組」		・平成28年度滋賀県活動組織調査(92組織)

## 2. 効果の発現状況

### 【評価区分】

a. ほとんどの組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる (全体の8割程度以上で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
b. 大半の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる (全体の5割程度以上8割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
c. 一部の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる (全体の2割程度以上5割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
d. 効果の発現が限定的である、又は、発現の見込みが限定的である (全体の2割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)

### (1) 地域資源の保全管理

#### ① 農地の保全管理

効果項目	評価			
	a	b	c	d
遊休農地の発生や面積拡大を抑制	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
病虫害の発生やゴミの不法投棄等の抑制により、営農への支障が低減	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農用地での鳥獣被害が抑制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農業者の保全管理作業に係る負担の軽減により、適切な保全管理が可能	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【補足】				

#### ② 農業用施設の機能維持

効果項目	評価			
	a	b	c	d
農業用施設の機能が維持され、適切に保全管理	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
異常気象等による被害の拡大等の抑え、災害が発生した場合でも迅速な対応が可能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農業者による農業用施設の保全管理作業に係る負担が軽減	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【補足】				

③ 地域資源の保全管理体制の維持・強化

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域をまとめ、行動を起こすリーダーや役員が育成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
集落間や集落内で協力して行う取組や非農業者が参画する取組が増加する等、地域資源の保全管理のための体制が強化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【補足】				

■ 総括

- ・ 活動組織は多面的機能支払の交付金により農地や農業用施設の保全管理が適切にされていると考えている。
- ・ 活動参加者は全体でやや増加しており、土地持ち非農家と非農家が増、逆に農業者は減少している。
- ・ 農業者の減少の理由は農業者の離農および高齢化が原因。
- ・ 事務の委託は少数で、大半が活動組織の構成員が担っているが、事務負担軽減のための組織の広域化を検討はあまりなされていない。
- ・ 地域づくりのリーダーの後継者は半数以上がいるとの回答結果であったが、積極的に後継者の育成を行っている組織は少数。

(2) 農村環境の保全・向上

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域の景観が保全・向上	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の生態系や水質が保全・向上	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継承・復活	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
活動に対する関心や理解、協力意識が向上	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【補足】				

■ 総括

- ・ 滋賀県は資源向上活動（共同）について、水質保全と生態系保全の2つのテーマに関する活動を必須としているため、地域の生態系および水質の効果と取組に対する理解が高いが、伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継承については効果が限定的である。

(3) 農業用施設の機能増進

効果項目	評価			
	a	b	c	d
施設の長寿命化の活動により、農業用排水路等の機能が増進	■	□	□	□
長寿命化の活動に対する関心や理解、協力意識が向上	□	■	□	□
農業用施設の補修技術や知識が向上	□	■	□	□
農業者による農業用施設の日常の維持管理に係る負担が軽減	□	■	□	□
【補足】				

■ 総括

- ・ 滋賀県は資源向上支払（長寿命化）の活動の対象を用排水路の整備後 30 年に限定しているため、農業用排水路については農業生産等に被害や影響が出ないように計画的に整備・更新されている状況である。
- ・ 多面的機能支払交付金に取り組んでいる活動組織は、活動期間内に機能診断・補修技術等の研修の受講を義務付けているため、地域資源（農地や農業用施設、農道など）の保全管理に対する知識、補修等の技術力は農業者、非農業者ともに高くなっている。

(4) 農村地域の活性化

効果項目	評価			
	a	b	c	d
地域ぐるみの関わりが増えて地域活性が高まり、地域コミュニティの維持・強化	□	■	□	□
集落の枠を超えた話し合いや活動等が増え、集落間の交流が活性化	□	□	■	□
【補足】				

■ 総括

- ・ 地域ぐるみの活動機会や地域の活性に関する話し合いの機会は多面的機能支払の活動に取り組んでいない集落に比べ、かなり多いとの結果である。
- ・ 近隣の集落等が協力して行う取り組みは活動組織設立前に比べ若干増加しているが、全県的に集落間の連携や交流は限定的。

(5) 構造改革の後押し等地域農業への貢献

効果項目	評価			
	a	b	c	d
担い手農家等への農地集積に向けた取組が推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農業の担い手の育成が推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
取組が契機となり、新たな生産品目の導入、経営の複合化、6次産業化等の取組が推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
大区画化等の生産基盤整備に対する意識の向上	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【補足】				

■ 総括

- ・多面的機能支払交付金の取組が集落営農組織の設立や農業生産基盤整備の実施に向けた話し合い等のきっかけになっている。
- ・新たな生産品目づくり、農業経営の複合化、地産地消に対しての多面的機能支払交付金の効果は限定的である。

(6) 滋賀県独自の取組

効果項目	評価			
	a	b	c	d
公共用水域の水質保全活動に対する効果	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【補足】 滋賀県は資源向上活動（共同）について、標準の活動に加え下記2項目の公共用水域の水質保全活動のうち、どちらかに取り組んだ場合、環境保全型として単価設定（標準型に水田の場合500円/10aを上乗せ）している。 ①内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動 ②水質保全を目的とした計画に基づく水の循環利用や節水管理				

■ 総括

- ・水質保全事業で整備した浄化池が浚渫などの共同活動を通じて、集落で名前を付けたリ、小学生を対象とした生きもの観察会の会場となるなど地域に無くてはならない施設となっている。
- ・節水に対する意識が向上し、電気料金の値上げに対しても農家負担の軽減になっているなどの効果が報告されている。

## 第4章 地域資源の保全活動に関する普及・啓発

- ・多面的機能支払交付金の対象活動組織による地域資源の保全活動を、定期的に推進協議会の広報誌（まるごとだより）に掲載し、活動組織に対する啓発活動を実施した。（発行部数：10,000部×4回、各活動組織や市町関係課等あて郵送やメール便等で配布）
- ・県内の対象組織に対し、研修会等の場で地域資源の適切な保全を地域ぐるみで取り組むことに対する検討を実施するよう指導した。（4支部で実施）
- ・「人・生きものにぎわう農村フォーラム2016」として、「滋賀の農村の宝を見つめ直す」をテーマに大和田順子氏の基調講演、及び滋賀大学と滋賀県立大学生による食をテーマとした演劇を実施した。県内各地より約190人の来場を得た。
- ・県内在学または在住の小学5年生を対象にした絵画コンクールと県内の農村地域を対象としたフォトコンテストを実施し、上記のフォーラムで入賞作品の展示会および表彰を行った。（絵画コンクール応募点数：598点、フォトコンテスト応募総数：87点）

## 第5章 取組の推進に関する課題や今後の取組方向等

### 1. 課題と今後の取組方向

- ・活動組織の取り組みによる「地域資源の保全管理」や「農村環境の保全・向上」および「農業用施設の機能増進」の効果発現が高かった。
- ・「集落間の交流」や「新たな生産品づくり」および「農業経営の複合化」に対しての効果発現が低いことから、今後は「地域戦略指針」を活用した集落での農業農村の目指す姿についての話し合いを進めていく中で、農業の担い手の育成や6次産業化等の取組を推進していく。
- ・現在、本県の取組のカバー率は72%と全国上位3番目であるが、近年の取組面積の増加は鈍化しており、将来にむけ更なる地域資源の保全と多面的機能の維持・発揮を図るため、広域組織化を推進し、取組の拡大を図る。

### 2. 制度に対する提案等

- ・滋賀県は資源向上活動（共同）について、水質保全と生態系保全の2つのテーマに関する活動を必須としており、その他の農村環境保全活動や多面的機能の増進を図る活動に取り組んでも交付金が増額されないため、活動団体の取組意欲が高まらない。  
活動組織に対してより高度な取組への誘導を図るためにも、平成28年度限りである「高度な農地・水の保全活動支援」のような、取り組む活動項目数に応じた交付単価の引き上げ措置を提案する。

滋賀県中間評価書 評価根拠

中間評価における評価の視点		都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果					
			アンケート・自己評価項目	設問内容	結果(%) ※設問に対して「はい」の割合	総合評価	備考	
(1) 地域資源の保全管理								
① 農地の保全管理	1 遊休農地の発生防止・抑制が図られているか。	遊休農地の発生、面積拡大を抑制	H27活動組織アンケートⅢ問8(1)【地域類型別・活動開始時期別】	本交付金がなければ、活動の対象農用地内に遊休農地が発生又は面積が拡大していたか。	38	b	活動組織のアンケートおよび自己評価では遊休農地の発生防止や抑制に効果があるとの意識が低い、市町では効果が非常に高い評価となっているため「b」評価とした。	
			H27活動組織アンケートⅢ問15の6	本交付金がなければ、遊休農地が発生・拡大するか。	15			
			H28活動組織自己評価Ⅱ資源向上支払(3)の7	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・地域内外からの営農者の確保や地域住民による活用などの遊休農地の有効活用。	15			
			H28市町評価Ⅰ農地維持支払(5)の1	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生が抑制されている。	89			
	2 遊休農地の発生防止や解消により、営農環境の改善や農地の有効活用等がどのように図られているか(病害虫・不法投棄の減少、景観作物の播種等)。	病害虫の発生やゴミの不法投棄等の抑制により、営農への支障が低減	H27活動組織アンケートⅢ問8(2)	共同活動による遊休農地の解消や農地周りの保全管理などを通じて、病害虫の発生が抑制されたと思うか。	84	b		
			H27活動組織アンケートⅢ問8(3)	共同活動による遊休農地の解消や農地周りの保全管理、清掃活動などを通じて、ゴミのポイ捨てや粗大ゴミの不法投棄が抑制されていると思うか。	65			
	3 適切に保全管理されている農地の拡大が図られているか。	農用地での鳥獣被害が抑制	H27活動組織アンケートⅢ問15の4	本交付金がなければ、農用地への鳥獣被害が拡大するか。	31	c		
			H28活動組織自己評価Ⅱ資源向上支払(3)の8	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・鳥獣被害の防止などの農地利用や地域環境の改善。	20			
			H27活動組織アンケートⅢ問15の1	本交付金がなければ、農業者の保全管理作業に係る負担が増大し、適切な保全管理が難しくなるか。	89			
			農業者の保全管理作業に係る負担の軽減により、適切な保全管理が可能	H28活動組織自己評価Ⅰ農地維持支払(3)の7	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・担い手農家や法人等の負担軽減。	38	a	活動組織の自己評価では負担軽減に効果が限定的であるとの結果であるが、活動組織のアンケート結果および市町では効果が非常に高い評価となっているため「a」評価とした。
				H28市町評価Ⅰ農地維持支払(5)の1	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生が抑制されている。	89		
② 農業用施設の機能維持	1 施設が適切に機能維持されているか。また、それら施設の拡大が図られているか。	農業用施設の機能が維持され、適切に保全管理	H27活動組織アンケートⅢ問9(1)	本交付金がなければ、農業用施設(水路、農道、ため池など)の管理や施設の機能は粗放化、施設の機能低下が進行していると思うか。	68	a		
			H27活動組織アンケートⅢ問9(2)	上記で管理の粗放化、施設の機能低下が進行していると思うと回答した組織が対象 管理の粗放化や施設機能の低下は、営農活動へ影響を及ぼしていると思うか。	96			
			H27活動組織アンケートⅢ問15の3	本交付金がなければ、農業用施設の機能低下により、営農への支障や、周辺地域への被害が生じると思うか。	92			
			H28市町評価Ⅰ農地維持支払(5)の1	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生が抑制されている。	89			



滋賀県中間評価書 評価根拠

中間評価における評価の視点		都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果					
			アンケート・自己評価項目	設問内容	結果(%) ※設問に対して「はい」の割合	総合評価	備考	
		異常気象等による被害の拡大を抑え、災害が発生した場合でも迅速な対応が可能	H27活動組織アンケートⅢ問9(3)	排水路の泥上げやため池の点検・補修など、多面的機能支払交付金により継続的に施設の維持管理を行う活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っていると思うか。	83	c	排水路の泥上げやため池の点検・補修などの基礎的な活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っているとの認識はあるが、連絡網の整備や避難訓練など地域住民の防災・減災に対する意識向上が薄いため「c」評価とした。	
			H27活動組織アンケートⅢ問15の5	本交付金がなければ、異常気象等への対応が遅れ、被害が生じたり、復旧が遅れたりすると思うか。	42			
			H28活動組織自己評価Ⅱ 資源向上支払(3)の4	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・連絡網の整備や避難訓練など、地域住民の防災・減災に対する意識の向上。	17			
			H28活動組織自己評価Ⅱ 資源向上支払(3)の10	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・自然災害や二次災害による被害の抑制・防止。	13			
			農業者による農業用施設の保安全管理作業に係る負担が軽減	H27活動組織アンケートⅢ問15の1	本交付金がなければ、農業者の保安全管理作業に係る負担が増大し適切な保安全管理が難しくなると思うか。	89	b	活動組織のアンケートと自己評価では結果に差異があるが、非農業者を含めての共同作業により農業者の作業に係る負担が軽減したとの意見が多いことから「b」評価とした。
				H28活動組織自己評価Ⅰ 農地維持支払(3)の7	「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・担い手農家や法人等の負担軽減。	38		
③ 地域資源の保管理体制の維持・強化	1 持続的な活動のためのリーダーの育成・確保が図られているか。		地域をまとめ、行動を起こすリーダーや役員が育成	H27活動組織アンケートⅡ問1(3)	あなたの地域づくりのリーダー(活動組織の代表者等)について  あなたの地域では、地域づくりのリーダー(活動組織の代表者等)の後継者はいますか。	56	c	地域づくりのリーダーの後継者となる人材を育成するような取組が積極的に行われていないことを重視し「c」評価とした。
				H27活動組織アンケートⅡ問1(4)	あなたの地域づくりのリーダー(活動組織の代表者等)について  あなたの地域では、地域づくりのリーダー(活動組織の代表者等)の後継者となる人材を育成するような取組を行っているか。	25		
		H27活動組織アンケートⅡ問1(5)		あなたの地域づくりのリーダー(活動組織の代表者等)について  上記で「行っている」と回答された組織が対象。 本交付金による取組は、地域づくりのリーダーの育成に役立っているか。	88			
		H27活動組織アンケートⅢ問15の13		本交付金がなければ、地域を取りまとめ、行動を起こすリーダーや役員が育ちにくくなると思うか。	19			
	2 地域の共同活動を支える体制の維持・強化に向けて、どのような取組が行われているか(組織の広域化、事務委託等)	集落間や集落内で協力して行う取組や非農業者が参画する取組が増加する等、地域資源の保安全管理のための体制が強化	H27活動組織アンケートⅠ問(4-2)	「2. 広域活動組織以外の活動組織」と回答した組織が対象  今後、広域活動組織へ移行することを検討しているか。	25			
			H27活動組織アンケートⅡ問2	活動組織の事務手続きについて  ・活動組織の事務は誰が行っているか。 ・事務を「外部に委託およびアルバイト(活動組織が雇用)している組織において、どのような機関または人に委託しているか。  【回答結果】 事務は9割以上が活動組織の構成員、委託先は土地改良区や構成員以外の個人	8			
			H27活動組織アンケートⅡ問5	活動組織の設立前と設立後の活動への参加者数の変化及び設立以降、多面的機能支払に取り組む中での活動参加者数の変化について、活動区分ごとに回答すること  【回答結果】 活動参加者は全体でやや増加しており、土地持ち非農家と非農家が増、逆に農業者は減少している。減少の理由は農業者の離農および高齢化が原因	-			

滋賀県中間評価書 評価根拠

中間評価における評価の視点		都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果						
			アンケート・自己評価項目	設問内容	結果(%) ※設問に対して「はい」の割合	総合評価	備考		
			H27活動組織アンケートⅡ問6	農地や農業用水路等の保全活動に関して、参加状況などから判断して、農業者及び非農家それぞれについて、意識が高いと思われる方は活動組織設立前と現在でどの程度いると思うか。  【回答結果】 保全活動の意識は設立前に比べ、現在は農業者、非農業者ともに高くなっている。	—	c	広域活動組織への移行はあまり検討されておらず、集落間で話し合ったり、集落間の連携もあまり多くないことから「c」評価とした。		
			H27活動組織アンケートⅡ問7	あなたの地域では、集落間で話し合ったり、共同で活動したりするなどの集落間の連携が行っているか。活動組織設立前と現在のそれぞれ回答すること。  【回答結果】 集落間の連携は設立前に比べ、若干増加。ただし現在においても連携が図られていないとの回答は全体の33%	—				
3		中心経営体との役割分担や労力補完による持続的な体制整備等、組織の定めた構造変化に対応した保全管理の目標に向けた取組が進められているか。	H28活動組織自己評価Ⅰ 農地維持支払(2)	あなたの組織が、活動計画書「Ⅲ活動の計画」に定めた「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」について、平成27年度までの取組状況に該当するもの  【回答結果】 「関係者間で地域の現状や目標を共有できた」が最も多く約8割、次いで「課題解決や保全管理の方法(体制や役割分担等)を検討」、「目標に向けた課題を整理できた」が続いている	—				
			H28活動組織自己評価Ⅰ 農地維持支払(3)	あなたの組織が行った「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」によって、その活動を取り組まなかった場合と比べて、効果が現れている、又は現れることが見込まれているか。	34				
(2)	農村環境の保全・向上	景観形成、生態系の保全等に関して、どのような取組が進められているか。	地域が景観が保全向上	H27活動組織アンケートⅢ問11(3-1)	活動を通じて、景観形成のための植栽面積が増えたり、雑草の繁茂や不法投棄が減るなど、景観形成・生活環境保全の効果が出来たと思うか。	73	b	生態系や水質の保全に対して、アンケート結果より一部の設問で効果が薄いとの結果がみられるが、概ね効果があると評価し「b」評価とした。	
				H27活動組織アンケートⅢ問15の7	本交付金がなければ、雑草の繁茂や不法投棄により景観が悪くなると思うか。	58			
				H28活動組織自己評価Ⅱ 資源向上支払(3)の11	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。  ・農村環境(景観や水質、生態系、水源かん養、資源循環等)の向上。	74			
			地域の生態系や水質が保全向上	H27活動組織アンケートⅢ問11(1-1)	活動を通じて、生息する在来生物の種類や生息数が増えたり、外来生物の生息範囲や生息数が増えるなど、生態系保全の効果が出来たと思うか。	58			
				H27活動組織アンケートⅢ問11(2-1)	活動を通じて、地域の農業用水などの水の濁りや異臭が減少するなど、水質保全の効果が出来たと思いますか。	79			
				H27活動組織アンケートⅡ問15の8	本交付金がなければ、希少生物の減少や外来種の増加、水質の悪化等の問題が生じると思うか	17			
			伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継承・復活	H27活動組織アンケートⅢ問15の9	本交付金がなければ、伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化が継承されにくくなると思うか。	8	d		
			H28活動組織自己評価Ⅱ 資源向上支払(3)の3	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。  ・伝統農法・文化の復活や継承を通じた農村コミュニティの強化。	11				
		2	取組を通じて、活動組織や地域住民の地域環境保全等に関する意識の醸成が図られているか。	活動に対する関心や理解、協力意識が向上	H27活動組織アンケートⅢ問11(1-2)	活動を通じて、参加者は、生態系保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思うか。	68		

滋賀県中間評価書 評価根拠

中間評価における評価の視点		都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果					
			アンケート・自己評価項目	設問内容	結果(%) ※設問に対して「はい」の割合	総合評価	備考	
			H27活動組織アンケートⅢ問11(2-2)	活動を通じて、参加者は、水質保全に関する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思いますか。	87	b		
			H27活動組織アンケートⅢ問11(3-2)	活動を通じて、参加者は、景観形成・生活環境保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思うか。	86			
			H27活動組織アンケートⅢ問13の⑩	生態系保全について多面的機能支払の取組により効果があったと思うか。	36			
			H28活動組織自己評価Ⅱ 資源向上支払(3)の5	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・地域住民の農村環境(景観や水質、生態系、水源かん養、資源循環等)の保全への関心の向上。	77			
(3) 農業用施設の機能	1	施設の機能診断に基づき、どのような取組が図られているか。	施設の長寿命化の活動により、農業用排水路等の機能が増進	H27活動組織アンケートⅢ問12(1)	資源向上支払(長寿命化)の取組により保管理している施設は、取組開始前は、どのような状況だったか。  【回答結果】 破損、老朽化、水が溢れたこと等により ・農業生産等に被害あり 40% ・農業生産等に影響あり 60%	—	a	長寿命化の取組については、機能診断等により整備の必要性の高い施設から計画的に整備されていることから「a」評価とした。
				H27活動組織アンケートⅢ問12(2)	資源向上支払(長寿命化)に取り組まなかった場合、10年後の農業用排水路等はどのようになると思うか。  【回答結果】 破損、老朽化、水が溢れる等により ・農業生産等への被害の発生が想定され、何らかの対処が必要 60% ・農業生産等への影響がある 40%	—		
	2	施設の長寿命化の取組により、更新経費や維持管理経費の削減が図られているか。	長寿命化の活動に対する関心や理解、協力意識が向上	H27活動組織アンケートⅡ問6	地や農業用水路等の保全活動に関して、参加状況などから判断して、農業者及び非農家それぞれについて、意識が高いと思われる方はどの程度いると思うか。活動組織設立前と現在で、回答すること。  【回答結果】 保全活動の意識は設立前に比べ、現在は農業者、非農業者ともに高くなっている。 現在、半数以上との回答が農業者で100%、非農業者で80%	—	b	
			農業用施設の補修技術や知識が向上	H27活動組織アンケートⅢ問10	多面的機能支払交付金の取り組みを通じて、参加者は、地域資源(農地や農業用施設、農道など)の保管理に対する構成員の知識、補修等の技術力が向上したか。	58	b	
				H28活動組織自己評価Ⅱ 資源向上支払(3)の9	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・地域住民の水路や農道等の知識や補修技術の向上。	43		
			農業者による農業用施設の日常の維持管理に係る負担が軽減	H27活動組織アンケートⅢ問15の1	本交付金がなければ、農業者の保管理作業に係る負担が増大し、適切な保管理が難しくなると思うか。	89	b	
				H28活動組織自己評価Ⅰ 農地維持支払(3)の7	「地域資源の適切な保管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・担い手農家や法人等の負担軽減。	38		



滋賀県中間評価書 評価根拠

中間評価における評価の視点		都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果									
			アンケート・自己評価項目	設問内容	結果(%) ※設問に対して「はい」の割合	総合評価	備考					
4) 農村地域の活性化	1 地域づくりのための話し合いや地域の行事・イベントがどのように取り込まれているか。	地域ぐるみの関わりが増えて地域活性が高まり、地域コミュニティの維持・強化	H27活動組織アンケートⅢ問13の①～⑧	以下の項目について多面的機能支払の取組により効果があったと思うか。 ①地域が目指す方向についての話し合い ②地域の行事やイベント ③高齢者を中心とした地域活動 ④子どもが参加する地域活動 ⑤女性を中心とした地域活動 ⑥都市と農村の交流 ⑦大学等との連携 ⑧企業との連携  【回答結果】 8項目に対して、効果のあったとする回答率の平均は21%	-	b	地域住民の防災・減災に対する意識や地域コミュニティの維持・発展に対する意識はそれほど高くはないが、農林業センサスの結果から、多面に取り組んでいない組織に比べ取り組んでいる組織が寄り合いの開催回数について60%多い結果となっていることから「b」評価とした。					
			H27活動組織アンケートⅢ15の10	本交付金がなければ、地域ぐるみの活動機会が減少し、地域の活性が低下すると思うか。	64							
			H27活動組織アンケートⅢ15の11	本交付金がなければ、地域のまとまりやつながりが弱くなると思うか。	47							
			H28活動組織自己評価Ⅱ資源向上支払(3)の4	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・連絡網の整備や避難訓練など、地域住民の防災・減災に対する意識の向上。	17							
			H28活動組織自己評価Ⅱ資源向上支払(3)の5	「多面的機能の増進を図る活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・地域コミュニティの維持・発展に対する意識の向上。	31							
	2 多様な主体による活動を通じ、地域コミュニティの維持・強化が図られているか。	集落の枠を越えた話し合いや活動等が増え、集落間での交流が活性化	H27活動組織アンケートⅡ問7	あなたの地域では、集落間で話し合ったり、共同で活動したりするなどの集落間の連携を行っているか。活動組織設立前と現在のそれぞれについて回答すること。	-	d	集落間の連携は設立前に比べ、若干増加傾向にあるが、本交付金による効果があまり認められないため「d」評価とした。					
			H27活動組織アンケートⅢ問15の12	本交付金がなければ、近隣の集落等が協力して行う取り組みが減少し、連携が弱まると思うか。	11							
			5) 構造改革の後押し等地域農業への貢献	1 取組が契機となり、中心経営体への農地集積、集落営農組織の設立・組織の法人化の進展が見られる等、本支払が構造変化に対応した営農体制の整備に貢献しているか。	担い手農家等への農地集積に向けた取組が推進			H27活動組織アンケートⅢ問13の⑩	農地の利用集積(集落営農の設立や農業経営の法人化の推進等)について多面的機能支払の取組により効果があったと思うか。	25	c	活動組織のアンケートでは、集落営農組織が設立や農地の利用集積のための話し合いのきっかけになっていることが認められるが、市町評価では具体的な取組があまり進んでいないことから「c」評価とした。
								H27活動組織アンケートⅢ問14(1)	共同活動を行っている区域において、活動組織の設立以降、集落営農組織が設立された、あるいは設立が検討されているか。	25		
								H27活動組織アンケートⅢ問14(2)	上記で「集落営農組織が設立あるいは設立が検討されている」と回答した組織が対象 多面的機能支払交付金の取組は、集落営農組織の設立や、設立に向けた話し合い等のきっかけに役立っているか。	67		
H27活動組織アンケートⅢ問14(4)	農地の利用集積や集積に向けた話し合い等のきっかけになるなど、多面的機能支払交付金の取組は役立っているか。	66										
H27活動組織アンケートⅢ問15の14	本交付金がなければ、担い手農家等への農地集積が停滞すると思うか。	22										
H28市町評価Ⅰ農地維持支払(5)の2	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・人・農地プランを踏まえた具体的な取組が進められている。	32										
H28市町評価Ⅰ農地維持支払(5)の3	「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。 ・農地中間管理機構の重点実施区域等に設定された。	3										

滋賀県中間評価書 評価根拠

中間評価における評価の視点		都道府県中間評価書における効果項目	国が実施したアンケート・自己評価結果				
			アンケート・自己評価項目	設問内容	結果(%) ※設問に対して「はい」の割合	総合評価	備考
			H28市町評価 I 農地維持支払(5)の6	「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。  ・担い手への農地利用集積や集約が進んでいる。	43	c	
		農業の担い手の育成が推進	H27活動組織アンケート Ⅲ問15の2	本交付金がなければ、農業の担い手が育成されにくくなると思うか。	22		
			H28市町評価 I 農地維持支払(5)の4	「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。  ・担い手の確保が進んでいる。	21		
			H28市町評価 I 農地維持支払(5)の5	「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」に取り組むことにより効果があったか。  ・集落営農組織の法人化への検討がなされている、又は法人化された。	21		
3	取組が契機となり、新たな生産品目の導入、経営の複合化、6次産業化等の地域農業の振興に関する取組が進められているか。	取組が契機となり、新たな生産品目の導入、経営の複合化、6次産業化等の取組が推進	H27活動組織アンケート Ⅱ問13の⑫	地産地消(地元で生産されたものを地元で消費する)について多面的機能支払の取組により効果があったと思うか。	11	d	
			H27活動組織アンケート Ⅱ問13の⑬	6次産業化(農業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出)について多面的機能支払の取組により効果があったと思うか。	0		
			H27活動組織アンケート Ⅲ問14(3)	多面的機能支払交付金の取組は、新たな生産品目づくり、農業経営の複合化、6次産業化などのきっかけになるなど、地域農業の発展に役立っているか。	20		
		大区画化等の生産基盤整備に対する意識の向上	H27活動組織アンケート Ⅲ問14(5)	農業生産基盤整備の実施や検討開始のきっかけになるなど、多面的機能支払交付金の取組は役立っていますか。	67	b	
			H27活動組織アンケート Ⅲ問14(6)	上記で役立っていると回答した組織が対象  実施や検討をされた工種は何か。  【回答結果】 「用水路、排水路の補修や更新」が9割、「除礫」「農道の舗装・拡幅」が14% 「田、畑の区画拡大」「客土」がそれぞれ5%	-		
(6)	滋賀県独自の取組	公共用水域の水質保全活動に対する効果	H28活動組織滋賀県独自アンケート	資源向上支払(共同)の環境保全型に取り組んでいる組織が対象  水質保全対策事業で整備した浄化池の管理ならび通常水準と比較し10%以上の節水管理に取り組んだ場合、交付単価を500円/10a(田)アップしているが、これらの取り組みにより地域にもたらされたと感じる効果を次の中から選んでください。  ①環境に対する意識が向上した ②地域の水質が良くなった ③農地や農村に人のにぎわいが戻った ④農家と非農家との関係がより良好になった ⑤施設(浄化池やかんがい施設)を大切にしている気持ちが高まった ⑥他の施設や農地を維持・保全する気持ちが高まった ⑦その他(以下の欄に記入してください。)  【回答結果】(対象10組織) 全ての組織が効果があると回答  「環境に対する意識が向上した」が8組織 「施設(浄化池やかんがい施設)を大切にしている気持ちが高まった」が7組織 「農家と非農家との関係がより良好になった」が6組織 以下「他の施設や農地を維持・保全する気持ちが高まった」「地域の水質が良くなった」「農地や農村に人のにぎわいが戻った」の順	100	a	

H27活動組織アンケート:平成27年11月に国が実施したアンケート結果。滋賀県では36組織が対象となっている。国第三者委員会(H28.3.11)資料として掲載

H28活動組織自己評価:平成28年7月に国が実施した自己評価結果。滋賀県では92組織が対象となっている。

H28市町評価:平成28年7月に国が実施した活動組織向け自己評価の結果を踏まえて各市町が評価している。

# 中間評価のスケジュール

作業項目		H28											H29					
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
H27 実施 状況 報告	活動組織⇒市町村⇒都道府県⇒国:5月末 熊本地震被災地 国:7月末		活動組織→市町村		熊本 活動組織→市町村													
			市町村→都道府県		熊本 市町村→都道府県													
H27 自己 評価 試行	活動組織⇒市町村⇒都道府県⇒国:8月19日		WG検討		依頼		活動組織聞き取り											
					市町村による評価		市町村→都道府県 報告											
都道府県	・第三者委員会による中間評価の実施																	
	効果の評価、課題の整理																	
	実施状況・自己評価の分析	都道府県の第三者委員会による中間評価																
	事例調査、実態調査等の実施	→																
	市町村による活動組織の取組評価の整理																	
	・中間評価の報告(⇒国へ報告:10月6日、1月31日)					依頼				報告書(案)提出					報告書提出			
中間 評価	・第三者委員会による中間評価の実施																	
	効果の評価、事業の仕組みの評価、課題等の整理																	
	実施状況・自己評価の分析																	
	効果モデルの事例調査等の実施																	
	活動組織の地域類型区分調査の実施																	
	推進組織・市町村・都道府県調査の実施																	
	活動組織追加調査																	
	都道府県による中間評価の整理																	
中間評価のとりまとめ																		